

おおむら福祉介護避難所開設・運営指針

平成25年 3月

大村市

平成7年阪神淡路大震災、平成23年東日本大震災など、近年発生した大規模災害において、高齢者や障害者など、単独での避難行動が難しい災害時要援護者が多数犠牲になった一方、避難できた災害時要援護者にも“避難生活における状態悪化”、さらに“震災関連死”という厳しい現実が待ち受けていました。

災害時に避難所となる学校、公民館などでの避難生活は、生活上特別な配慮を要する災害時要援護者にとって、必要なケアが受けられないだけでなく、状況によっては生命の危機に陥る可能性があります。

このような災害時要援護者を受け入れ、介護等専門的ケアのもとで生活できる環境づくりのため、福祉介護避難所の開設、運営に関する指針を定めます。

第1 本指針の位置付け

本指針は、大村市地域防災計画第2章第7節6項「災害時要援護者の安全確保」、おおむら支え合いプラン(大村市地域福祉計画)基本目標Ⅲ:基本施策1-(1)「地域の防災体制の整備」及びおおむら災害時助け合いプラン(大村市災害時要援護者防災活動支援指針)4-(5)「避難所での支援」-4)「福祉避難所の確保」の規定に基づき、市、施設等の協力、連携による福祉介護避難所の開設、運営に関する基本的な方向性を示したものです。

第2 福祉介護避難所の定義

協定に基づき、市から福祉介護避難所として指定された施設をいい、重度障害等により指定避難所等で生活することが難しい災害時要援護者が、介護等専門的ケアのもとで生活できる避難所をいいます。

第3 福祉介護避難所の基本的な考え方

(1) 福祉介護避難所の指定

市は、医療法人、社会福祉法人等と協定を締結し、協定を締結した法人(以下「協定締結法人」という。)が運営する施設を福祉介護避難所として指定します。

(2) 受入れの対象となる災害時要援護者

福祉介護避難所では、指定避難所での避難生活が難しい、主に重度障害等を有する災害時要援護者を受け入れます。

(3) 福祉介護避難所の開設

市は、災害の態様や災害規模等により、必要に応じて協定締結法人に要請し、福祉介護避難所を開設します。

(4) 開設の期間

原則として7日以内ですが、災害の態様や災害規模等により、開設期間の延長を実施します。

(5) 災害時要援護者の移送

市は、指定避難所に避難している災害時要援護者のうち、医師、看護師、保健師等の判断に基づき、優先的な配慮が必要と判断される人を福祉介護避難所に移送します。

(6) 物資の調達

市は、福祉介護避難所の運営に必要な物資を調達します。

(7) 介助員等の確保

市は、協定締結法人と協力し、福祉介護避難所の運営のために必要な介助員等を確保します。

(8) 福祉介護避難所の運営経費

市は、災害救助法に基づき、福祉介護避難所の運営に要する経費を支弁します。

ただし、災害時要援護者の受入れが障害福祉サービス、または介護サービスの給付対象となる場合は、この限りではありません。

(9) 福祉介護避難所の閉鎖

市は、災害時要援護者の退所等状況に応じて、協定締結法人と協議し、福祉介護避難所を閉鎖します。

(10) 具体的な運営手順等

市は、福祉介護避難所の具体的な開設、運営の手順について、別途「おおむら福祉介護避難所開設・運営の手引き」を定めます。